平成２７年（フ）第１３８号
東京都国立市富士見台１丁目28番地の19
１―36―212
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９８号
静岡県浜松市中区西伊場町51番２号
債務者　藤田　悠樹
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
静岡県浜松市南区芳川町849番地
債務者　鈴木　沙織
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６７３号
東京都足立区弘道２丁目17―３―305　第五タカサハイム
債務者　高野　広美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９４号
東京都練馬区北町４―７―７　２階Ｂ号室、住民票上の住所東京都豊島区池袋本町１丁目45―１　曙荘２号
債務者　雲山　鷹一
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８８７号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目18―４―101
債務者　大熊　咲子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８８９号
東京都港区白金５丁目13―４―301
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０号
釧路市芦野３丁目34番345号
債務者　杉澤　友子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月16日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
長崎県佐世保市上相浦町８番５号　シガコーポ201、前住所長崎県佐世保市浅子町31番地３
債務者　吉木亜希子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
長崎県佐世保市陣の内町208番地７
債務者　亀田　郁美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３８５４号
埼玉県さいたま市中央区八王子３丁目11―９―Ⅱ―206
債務者　遠藤　彰人
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８６５号
東京都西東京市向台町５丁目６―１―103
債務者　池田　　均
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８６６号
東京都西東京市向台町５丁目６―１―103
債務者　池田　亜希
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２７年（フ）第６９号
愛知県あま市森３丁目12番地６　メゾンドＮ２―202号、従前の住所岐阜県美濃加茂市中部台２丁目９番地14
破産者　キム　クラウジアことキム　クラウヂアことキン　クラウジアこと　ＫＩＭ　ＣＬＡＵＤＩＡ
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目117番地２　エミール天神Ｂ棟105号
破産者　宮田　　修
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市東大久保町１番14号、前住所長崎県佐世保市松川町18番43号
破産者　橋本　直樹
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係